

NICT 総合テストベッド利用規約

(目的)

第1条 本規約は、NICT 総合テストベッドの利用者に対し、利用に当たって遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 NICT 総合テストベッドは、ICT 関連研究開発成果の技術実証及び社会実証の推進を目的として、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が整備し、2020 年度まで(予定)運営するテストベッドである。

(利用者)

第3条 NICT 総合テストベッド利用に係る共同研究契約の別紙に記載された者及び NICT が自ら実施する研究開発で NICT によって指定された者（以下「利用者」という。）とする。

(利用申請)

第4条 利用者は、手続上の細則に定める方法により、NICT 総合テストベッドの利用について、NICT に申請するものとする。

2 NICT は、前項の申請に基づき、必要な場合には調整を行う。

(禁止事項)

第5条 利用者は、NICT 総合テストベッドの利用に当たり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 本規約第3条に規定した利用者が行う研究と無関係に利用する行為
- (2) 直接に営利を目的として利用する行為
- (3) 運営を妨害する行為
- (4) 法令や公序良俗に反する行為
- (5) その他、NICT が不相当と認める行為

(ネットワーク・環境の提供条件)

第6条 NICT は、NICT 総合テストベッドの通信品質や性能を保証しない。

2 NICT は、研究開発または運営上必要な情報を収集する場合がある。

(運営・研究への協力)

第7条 利用者は、NICT 総合テストベッドの利用に当たり、以下の協力をするものとする。

- (1) NICT 総合テストベッドの運営に協力すること。

- (2) 手続上の細則（「NICT 総合テストベッド利用の手引」）等に定める事項を遵守すること。
- (3) 前条第1項の許容及び第2項の情報収集への協力等により、NICT 総合テストベッドにおける運営・研究に協力すること。
- (4) 利用者は、NICT 総合テストベッドを介して他のネットワークを利用する際には、当該ネットワークの利用規約についても遵守するものとする。
- (5) 利用者は、NICT 総合テストベッドに対し、第3条に係る研究に関係のない通信を行わないように適切な措置を行うこと。

（知的財産権）

第8条 NICT 総合テストベッドを利用して得られた知的財産権の帰属は、本規約第3条のNICT 総合テストベッド利用に係る共同研究契約において定めるものとする。NICT 総合テストベッド利用に係る共同研究契約書の内容は双方協議の上、定めるものとする。

（パーソナルデータの取扱い）

第9条 利用者は、NICT 総合テストベッドを利用した研究によって得られたパーソナルデータ（個人に関する情報）について全ての責任を負うこととし、次の各号に定める事項を遵守すること。ただし、相手方の承諾を得ている場合には、この限りではない。

- (1) パーソナルデータを収集するときは、適法かつ公正な手段により取得するものとする。
- (2) パーソナルデータについて、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。
- (3) パーソナルデータについて、本共同研究を遂行するために必要な範囲を超えて使用、複製又は改変する行為をしてはならない。
- (4) パーソナルデータを第三者に提供又はその内容を知らせる行為をしてはならない。
- (5) パーソナルデータについて、研究終了後、速やかに返還、または廃棄するものとする。

（利用の取消）

第10条 利用者が本規約に違反した場合、NICT は利用者に対し、NICT 総合テストベッドの利用の承認を取り消すことができる。

（反社会的勢力の排除）

第11条 利用者は、NICT 総合テストベッドの利用に当たり、機構に対し、本規約第3条のNICT 総合テストベッド利用に係る共同研究契約締結時及び将来にわたって次の各号の事項を表明しかつ保証すること。

- (1) 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力と一切の関係を持たないこと
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本規約第3条の NICT 総合テストベッド利用に係る共同研究の契約締結をするものではないこと
- (3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 機構に対する威圧的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害し、又は信用をき損する行為

(その他)

第12条 自然災害、テロ等の緊急・非常時、及びこれらからの復旧・復興時における NICT 総合テストベッドの公的な利用について、NICT が適当と認める場合は前述の規定によらずこれを可能とする。

附則

この規約は、2018年9月1日から施行する。